

財政援助団体監査の結果に基づく措置

(令和6年7月～令和6年12月実施)

社会福祉部福祉援護課

調査事項	会計について（倉敷市民生委員児童委員協議会分）
指摘事項	会計規程が作成されておらず、責任体制等が明確でないため、会計規程を整備されたい。
措置	<p>適正な事務処理を行うよう助言した結果、次のとおり報告を受けました。</p> <p>指摘事項である「会計規程の整備」への対応を遅滞なく実施し、責任体制の明確化、事務手順の標準化を進めてまいります。</p> <p>具体的には「会計規程の整備」を年度内に開催される正副会長会の議事とし、令和7年度の理事会で審議の上、整備する予定です。</p>

財政援助団体監査の結果に基づく措置

(令和6年7月～令和6年12月実施)

環境政策部環境衛生課

調査事項	補助金等の法適合性等について
指摘事項	補助金交付要綱等が整備されていないので、速やかに整備し、補助金の交付目的、対象経費及び交付条件等を明確にされたい。
措置	この度の監査の御指摘を受け、補助金交付要綱等の整備を行い、来年度から施行する予定です。

財政援助団体監査の結果に基づく措置

(令和6年7月～令和6年12月実施)

環境政策部環境衛生課

調査事項	収支決算書、活動報告について（倉敷市環境衛生協議会分）
指摘事項	事業運営に必要な負担金、消耗品費等の支払について、担当職員が立替払を行っていたので、適正な事務処理をされたい。
措置	<p>適正な事務処理を行うよう指導した結果、次のとおり報告を受け確認しました。</p> <p>今後、事務局担当職員による現金払いが生じる可能性がある場合は、資金前渡による請求・支払・精算処理等を行い、適正な事務処理に努めます。</p>